

一般社団法人日本不整脈心電学会 中国・四国支部会則

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 本支部は、一般社団法人日本不整脈心電学会（以下「本学会」という）中国・四国支部と称する。
- 2 本支部に所属する地区は、山口県、島根県、鳥取県、広島県、岡山県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県とする。

(目的)

- 第2条 本支部の目的は、中国・四国地区における不整脈学および心電学（心電図学、心臓電気生理学）分野の研究、啓発、人材育成を通じて心疾患の診断、治療、予防法の向上を図り、中国・四国地区の医療の発展、ひいては中国・四国地区住民の健康増進に寄与することとする。

(事務局)

- 第3条 事務局は、本支部役員会（以下、役員会）で定める場所とする。

(事業)

- 第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う、または行ってもよい。

- (1) 地方会の開催
- (2) 講演会、セミナー、講習会等の開催
- (3) その他、目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員)

- 第5条 本支部の会員は、本支部に所属する本学会のA会員、B会員、C会員、名誉会員および特別会員とする。
- 2 会員資格の喪失については、本学会定款第8条に準ずる。

第3章 支部総会

(種類)

- 第6条 本支部の支部総会（以下、総会）は、定時総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第7条 総会は、本支部に所属する本学会の評議員および支部役員をもって構成する。

- 2 本支部に所属する会員は、総会に出席し、議長の了解を得て意見を述べることができる。

(総会の招集)

- 第8条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、支部長が招集する。

(総会の定足数等)

第9条 総会は、評議員の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思表示をした者は出席者とみなす。

(総会の議長)

第10条 総会の議長は、支部長がこれに当たる。

(総会の決議)

第11条 総会の決議は、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議事の決議に加わることができない。
- 3 総会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第12条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長および当該総会において選任された議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 支部役員

(支部役員)

第13条 本支部に次の役員を置くものとし、支部長が指名する。

- (1) 支部運営委員 15名程度
- 2 支部運営委員は、本支部に所属するすべての本学会理事と本支部に所属する原則本学会評議員のうち数名とする。
- 3 役員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 4 本支部の役員が他の支部に異動した場合および自ら辞任を申し出た場合は退任する。
- 5 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 6 支部運営委員は、事業計画・予算の策定および事業報告・決算を行うとともに、本支部の運営にあたる。

(支部長、副支部長および支部監査委員)

第14条 支部運営委員のうち、1名を支部長、1名もしくは2名を副支部長とするが、支部長は本学会の理事会で選任される。

- 2 副支部長は、支部運営委員の中から支部長が指名する。
- 3 支部監査委員は、原則評議員のなかから支部長が1名もしくは2名指名する。
- 4 支部長、副支部長および支部監査委員の任期は2年とし再任を妨げないが、連続して就任できる期数は2期までとする。

第5章 役員会

(役員会)

第15条 役員会は、定時役員会および臨時総役員会の2種とする。

- 2 役員会は、支部長が招集するが、開催14日前までにメールもしくは郵送で召集通知を発しなければならない。
- 3 支部長は、必要があるときには臨時役員会を招集することができる。

(役員会の定足数)

第16条 役員会は、役員総数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。

(役員会の議長)

第17条 役員会の議長は、支部長がこれに当たる。

(役員会の決議)

第18条 役員会の決議は、出席した支部理事の議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する支部理事は、その議事の決議に加わることができない。
- 3 役員会に出席できない支部理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

第19条 支部総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長および当該役員会において選任された議事録署名人1名が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 地方会

(地方会)

第20条 本支部は、単独でまたはその他の支部と合同で地方会を開催することができる。

- 2 地方会を開催する場合は地方会会長を1名置くものとし、会期から3年程度前に行われる役員会において、本支部の役員の中から選任する。
- 4 地方会会長の選任は、支部運営委員の過半数が出席した役員会において、支部運営委員の過半数で決議する。
- 5 地方会会長に選任された者が他の支部に異動した場合は、その職を辞するものとする。
- 6 地方会会長の任期は1年（前地方会終了時から当該地方会終了時まで）とし、再任は認めない。
- 7 地方会会長は、地方会を運営し、支部総会および役員会で結果を報告する。

第7章 会計

(会計)

第21条 本支部を運営するために本学会からの補助金をあてることとするが、本会則第4条に定める事業を行う際は、協賛金ならびに地方会参加費、その他の収入をもってあてることとする。

- 2 支部長は、事業年度の始めに役員会で事業計画および収支予算の承認を受けなければならない。
- 3 支部長は、事業年度末に事業報告および収支決算を速やかに行い、支部監査委員による監査を受けるとともに、役員会の承認を受けなければならない。
- 4 支部長は、年度末に支部決算報告書を速やかに本部に提出しなければならない。
- 5 会計年度は、5月1日より、翌年4月30日までとする。

附則

- 1) 本会則は、2019年7月24日より施行する。
- 2) 本会則の改廃は、本学会中国・四国支部役員会の議決を経なければならない。